

消費者裁判手続特例法の有効な事案と 解決困難な事案の紹介

2022年6月21日（火）13:00～

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

副理事長 佐々木幸孝 理事 鈴木敦士

1 特例法施行（2016. 10. 1）からこれまでに検討してきた事案から

○ 有効な事案（訴外で成果）

検討開始	業種	端緒情報の概要
2017.02	リゾートクラブ	会則を一方的に変更（会員資格の譲渡を禁止、クラブの廃止を可能に）したことで、会員価値を大きく毀損した。
2017.06	建物建築請負	アパートのオーナーの契約を巡り、解約時に申込金の返金を受けられないなどのトラブル。
2017.12	化粧品販売	シャンプーの成分表示に偽りがあった。
2019.06	入学試験不正	医学部医学科入学試験において、特定の属性の者に対し不利益な選考が行われた。
2020.05	入学試験不正	医学部医学科入学試験において、特定の属性の者に対し不利益な選考が行われた。
2020.09	ホテル4社	2020東京大会の中止に伴うキャンセルで返金されない。
2021.01	資格講座	オリジナルテキストと宣伝しながら、他社書籍を不正利用したテキストを使用していた。

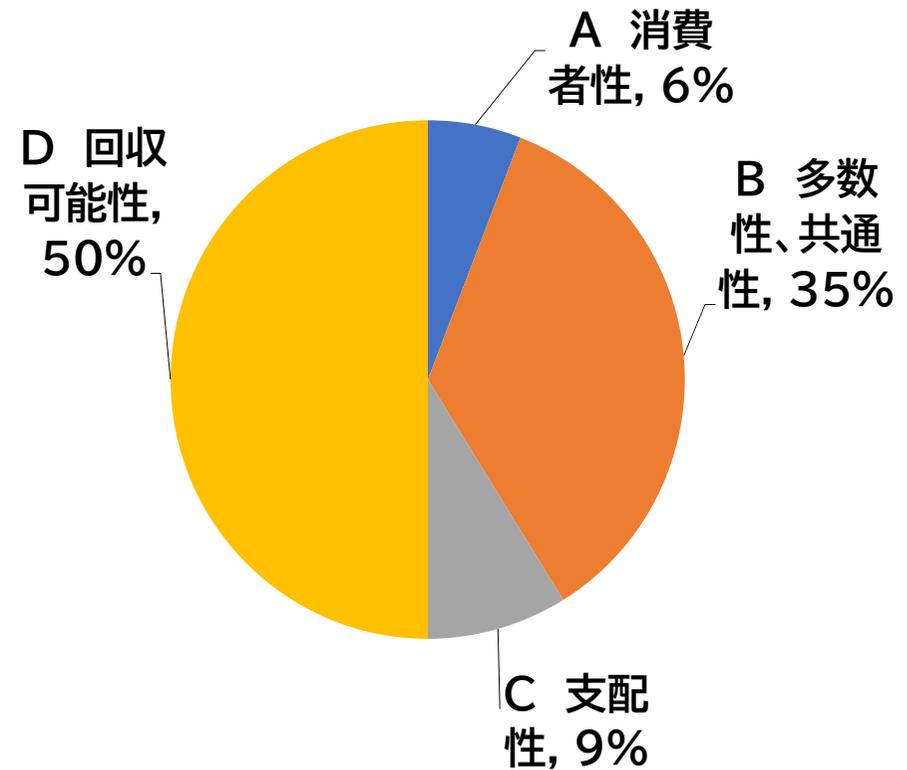
○ 有効な事案（訴訟を提起）

検討開始	業種	端緒情報の概要
2017.08	情報商材	DVDを購入すれば誰でも確実に多額の利益を得られるとの不実告知及び断定的判断の提供等不当勧誘。
2018.01	入学試験不正	医学部医学科入学試験において、特定の属性の者に対し不利益な選考が行われた。
2019.04	入学試験不正	医学部医学科入学試験において、特定の属性の者に対し不利益な選考が行われた。

1 特例法施行（2016. 10. 1）からこれまでに検討してきた事案から

○ 解決困難な事案（机上配布資料1～34）

困難要因	割合	件数
A 消費者性	6%	2
B 多数性、共通性	35%	12
C 支配性	9%	3
D 回収可能性	50%	17



○ その他対処の事案（机上配布資料35～78）

2 提訴 3 案件の状況

- 東京医科大学に対する訴訟（対象消費者への分配まで終了）
- ワンメッセージ外 1 名に対する訴訟（1. 2 審とも「支配性」の要件を欠くとして請求却下、現在上告受理申立て中）
- 順天堂大学に対する訴訟（共通義務確認訴訟は勝訴確定。現在簡易確定手続の債権届出を終了）

3 東京医科大学に対する被害回復裁判手続における請求債権の内容

被害を主として受験料相当額に限定したため、届出額は4万円～24万円（4回試験した場合）で、多くは6万円であった。被害を受けた消費者数は延べ人数で約5200人と推測された。

⇒ 少額・多数被害という消費者被害の典型例

通常考えれば、訴訟提起してまで被害回復を図ろうとは思わない。

* 手続に参加した消費者へのアンケート「当機構が訴訟を提起しなかった場合、自分で何らかの行動を起こす予定でしたか、または既に何らかの行動を起こしていましたか」という問いに、89.8%が「いいえ」と回答している。

4 東京医科大学訴訟における解決

(1) 被害回復できた消費者数

大学が大部分の連絡先情報を廃棄していたため、残されていた連絡先への通知と公告などに応じて届け出た563名、891個の債権に対して分配がなされた。

(2) 届出消費者への分配に要した期間

- ・ 訴訟提起から分配完了まで 2年8か月
- ・ 消費者からの授権から分配完了まで 1年2か月

(3) どの程度の被害回復ができたか

添付別表 和解に応じた場合の振込予定額試算

- (注1) 手続参加の費用(印紙代除く)について、授権契約時は、1名9400円を上限額としてご案内していました。授権者の人数が想定より多くなったため、1名5799円となりました。
- (注2) 債権届出の印紙代は、債権1個につき1000円ですが、うち8割を東京医大が負担することが和解内容であるため、費用には200円を計上しました。
- (注3) 債権届出より後の費用報酬について、授権契約時は分配額の20%を上限とする旨ご案内していました。実際の費用発生状況等を勘案し、これを19%としました。
- (注4) 受験票送料は、1件当たり342円でしたが債権届出にあたり不注意から332円で届け出てしまいました。その差額1件10円について、当機構から補填します。
- (注5) 振込予定額ですが、実際には、今回表示の金額から、今回の振込に要する金融機関所定の手数料を控除して振り込みます。(授権契約書第4条第6項)

授権番号	枝番	届出消費者	試験区分	東京医大が支払う額(分配額)							授権者が消費者機構日本に支払う費用・報酬					⑭費用・報酬 控除後の振 込予定額 <⑧-⑬> (注5)	
				①入学 検定料	②受験 票送料	③送金手 数料	④出願書 類郵送料	⑤費用・報 酬のうち大 学が負担す る額	⑥損害賠償 金合計 <①+②+③ +④+⑤>	⑦遅延損 害金	⑧合計 <⑥+⑦>	⑨費用 (注1)	⑩債権届 出の印紙 代 (注2)	⑪債権届出より 後の費用・報酬 <⑧×19%> (注3)	⑫受験票 送料差額 補填 (注4)		⑬合計 <⑨+⑩+⑪+⑫ >
			平成30年度センター利用	40,000	332	864	830	6,724	48,750	7,940	56,690	5,799	200	10,771	▲ 10	16,760	39,930

授権番号	枝番	届出消費者	試験区分	東京医大が支払う額(分配額)							授権者が消費者機構日本に支払う費用・報酬					⑭費用・報酬 控除後の振 込予定額 <⑧-⑬> (注5)	
				①入学 検定料	②受験 票送料	③送金手 数料	④出願書 類郵送料	⑤費用・報 酬のうち大 学が負担す る額	⑥損害賠償 金合計 <①+②+③ +④+⑤>	⑦遅延損 害金	⑧合計 <⑥+⑦>	⑨費用 (注1)	⑩債権届 出の印紙 代 (注2)	⑪債権届出より 後の費用・報酬 <⑧×19%> (注3)	⑫受験票 送料差額 補填 (注4)		⑬合計 <⑨+⑩+⑪+⑫ >
			平成29年度センター利用	40,000	332	864	830	6,724	48,750	10,371	59,121	5,799	200	11,232	▲ 10	17,221	41,900

授権番号	枝番	届出消費者	試験区分	東京医大が支払う額(分配額)							授権者が消費者機構日本に支払う費用・報酬					⑭費用・報酬 控除後の振 込予定額 <⑧-⑬> (注5)	
				①入学 検定料	②受験 票送料	③送金手 数料	④出願書 類郵送料	⑤費用・報 酬のうち大 学が負担す る額	⑥損害賠償 金合計 <①+②+③ +④+⑤>	⑦遅延損 害金	⑧合計 <⑥+⑦>	⑨費用 (注1)	⑩債権届 出の印紙 代 (注2)	⑪債権届出より 後の費用・報酬 <⑧×19%> (注3)	⑫受験票 送料差額 補填 (注4)		⑬合計 <⑨+⑩+⑪+⑫ >
			平成30年度一般	60,000	332	540	830	9,872	71,574	11,549	83,123	5,799	200	15,793	▲ 10	21,782	61,341

授権番号	枝番	届出消費者	試験区分	東京医大が支払う額(分配額)							授権者が消費者機構日本に支払う費用・報酬					⑭費用・報酬 控除後の振 込予定額 <⑧-⑬> (注5)	
				①入学 検定料	②受験 票送料	③送金手 数料	④出願書 類郵送料	⑤費用・報 酬のうち大 学が負担す る額	⑥損害賠償 金合計 <①+②+③ +④+⑤>	⑦遅延損 害金	⑧合計 <⑥+⑦>	⑨費用 (注1)	⑩債権届 出の印紙 代 (注2)	⑪債権届出より 後の費用・報酬 <⑧×19%> (注3)	⑫受験票 送料差額 補填 (注4)		⑬合計 <⑨+⑩+⑪+⑫ >
			平成29年度一般	60,000	332	864	830	9,924	71,950	15,198	87,148	5,799	200	16,558	▲ 10	22,547	64,601

5 訴訟外で解決をみた事案

- 1 化粧品販売業者・・・シャンプーの購入が証明できる消費者に返金を実施された（その数不明）
- 2 D建設・・・申込金30万円を478名に返金。
- 3 S大学・・・受験料相当額を被害消費者5235名に支払い。
- 4 M医大・・・受験料相当額を被害消費者に支払い。（その数不明）
- 5 オンライン講座業者・・・退会に伴う追加返金を退会受講者111名に行う。

6 解決事例からみた特例法に対する評価

- (1) 少額・多数被害に対して、被害回復裁判手続が馴染む事案に対しては、その回収効率、解決までの期間からみて有効な手段である。
- (2) 特例法により、団体が事業者に請求する法律上の権利を得たことで、訴訟外の交渉での被害回復が図られていることも重要である。この場合には、消費者の負担も軽く、さらに回収効率が高く、解決までの期間が短い。

7 被害回復裁判手続の実施に至らなかった事案の理由

(1) 被害回復委員会で検討した端緒情報のうち、被害回復裁判手続の実施（提訴前の交渉を含む。）に至らなかった事案の理由は大別すると以下のようなものがある。EからGまで、Nの事案は、AからDまでに分類していないが、これらの理由は併存することがある。

なお、これらとは別に、事務局が被害回復裁判手続の対象となり得ないと判断し被害回復委員会で検討を行っていない端緒情報も多くある。

(2) A⇒消費者性に欠ける

B⇒多数性、共通性の確認得られず

C⇒支配性、損害額の算定困難

D⇒資産回収が困難

E（時期が対象外、法的根拠不足）、F（個別解決）、

G（差止請求、行政、個別訴訟にゆだねる）、N（詳細不明）

8 分配金回収に不安のある事例の類型

(1) ポンジ・スキーム型

- ・ 集団投資スキーム、不動産特定共同事業、販売預託、利益配分契約、何らかの事業の代理店契約など種々の契約形態がある。

(2) 情報商材型

- ・ 儲かる方法を教えるとして、DVD、ソフトウェア等を販売するが特段有益な情報は得られないもの
- ・ 効用を誇大に表示した健康食品

(3) 投資勧誘型

- ・ 仮想通貨、電子マネー等を購入させるもの

(4) 定期購入

(5) モニター商法

(6) その他

- ・ 旅行業者、イベント会社、留学手続代行業者などが経営難でサービスを受けられない、返金がされないもの

8 分配金回収に不安のある事例の類型（続き）

- (1) ポンジ・スキーム型は販売預託以外にも多様な契約形態で存在し、販売預託を原則禁止したからといって解決する問題ではない。
- (2) 分配金回収に不安があり、被害回復裁判手続になじまない事案は、ポンジ・スキーム型のみならず、対価的均衡を著しく失する商品役務の提供（情報商材、投資勧誘）、消費者にとって不要な商品役務を無理やり提供する＝押し売り型（定期購入）などでも見られる。
- (3) 商法自体に問題があるか不明であるが企業の経営難により被害が生じる例もある。
- (4) (1) 及び (2) の一部には、破産申立て解散命令だけでなく、違法収益吐成型による対応が必要
- (5) 破産型は、違法収益吐成型よりも多様な類型を対象にする可能性があるのではないか。